

質問に対する回答書

事業名:平内町役場庁舎整備事業

※公表にあたり、質問内容の表現を一部変更しています。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問内容	回答内容
		頁	行目	項目			
1	募集要項	10	26	4	本体事業に対する提案上限価格	令和5年2月の実施方針8ページには、上限だけでなく内訳(解体費、維持管理その他経費)も記載されていましたが、内訳はなくなり、総額で上限を示し、内訳をどうするかは事業者側が決めるということでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	12	20	8	維持管理計画	「維持管理業務」の範囲・項目を明確にしたいと思います。ここにある通り、法定点検にかかる6項目がその範囲であり、同13ページの表にある「清掃業務」などはその表示の通り町で行われるということでしょうか。また、宿日直業務、除排雪業務はないということよろしいでしょうか。	6項目については、例示です。庁舎の維持管理に必要な業務をすべて提示したうえで、(3)分担の区分を参考に事業者側で分担する業務を提案していただくこととなります。なお、清掃業務、宿日直業務、除排雪業務は町で行います。
3	要求水準書	12	24	(2)	維持管理計画 業務区分	この項目の中に修繕業務等とありますが、修繕には長期修繕計画に基づく大規模修繕があると思います。大規模修繕に係る費用の負担、修繕業務に係る費用負担の分けは決まっているのでしょうか。	基本的に、大規模修繕、修繕については、町の負担を想定しています。リスク分担表や提案内容によって、協議して決定します。
4	募集要項	13	20	5	契約保証金等	各業務に係る対価の5%以上の額を契約保証金として町へ支払うとありますが、維持管理業務については各年度ごとに5%以上を納付し、20年間、毎年納付し、契約期間終了後には返還するというのでしょうか。	各年度ごとに納付、返還を想定していますが、免除等も含めて協議により決定します。